下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条 第14項の規定により公表する。

令和3年7月9日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1. 監査対象 上下水道課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の 管理について
- 2. 監査期間 令和3年5月6日から令和3年5月26日まで

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
工事関係等の契約に係る書類において、適	契約に係る書類について、例規等に基づき
切な事務処理が行われていない。	適正な事務処理を行うよう指導し、工事監督
	職員の指定についても、工事施工回議書決裁
	後速やかに指定するよう、再度確認しました。
	この度の指摘をうけ、業務執行チェック表を
	作成し、適切な事務処理に努めていきます。